

平成30年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年6月7日(木)

---

議事日程(第4号)

平成30年6月7日午前10時開議

日程第1 報告第1号ないし報告第9号

日程第2 議案質疑 議案第43号ないし議案第47号

---

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第1号ないし報告第9号(質疑・討論・採決)

日程第2 議案質疑 議案第43号ないし議案第47号

---

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

---

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
西野千里	総務部長	綿引誠二	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
武藤範幸	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	根本康弘	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	金子充	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	根本勝則	総務課長
江幡治	監査委員		

---

事務局職員出席者

笹川雅之事務局長                      鴨志田智宏次長兼議事係長  
小林博則総務係長

---

午前10時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 報告第1号ないし報告第9号

○益子慎哉議長 日程第1，報告第1号から報告第9号まで，以上9件を一括議題とします。

---

○益子慎哉議長 これより質疑を行います。通告がありますので，発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づきまして，質疑を行います。

報告第1号及び報告第3号の2件について質疑をいたします。

報告第1号，別紙資料を元に伺いたいと思います。固定資産税の特定再生可能エネルギー発電設備の特例措置について，対象資産の各設備において，新しく設備内容の追加も含めて特例措置の対象となる事業者の件数について伺いたいと思います。

次に，報告第3号専決処分の承認を求めることについて，常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。議案書84ページになりますけれども，課税額54万円を4万円引き上げて，課税限度額58万円にすることについて4点伺いたいと思います。

1点目は，新たに限度額に該当する世帯が何世帯になるのか伺います。

2点目に，現行の54万円から58万円に値上げになる世帯が何世帯になるのか伺います。

3点目，この限度額引き上げによつての増税額について伺いたいと思います。

4点目は，課税限度額になる世帯で4大家族，夫婦と子ども2人，標準家庭と言われますけれども，この世帯で年所得が幾らになるのか，以上4点について伺います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

○西野千里総務部長 ただいまの報告第1号のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の特例措置の申請件数でございますが，平成28年及び平成29年の取得分につきまし

ては申請はございませんでした。また、本年取得分につきましては、特例措置に該当する場合には来年1月に提出をされます償却資産申告にあわせましての申告ということになりますので、現時点では申請は出ていないという状況でございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまの報告第3号国民健康保険税限度額引き上げについてのご質問にお答えいたします。

初めに1点目の、新たな限度額58万円に該当する世帯は何世帯になるのかというご質問ですが、29年度課税状況で申し上げますと、限度額54万円となります世帯が98世帯ございまして、そのうち84世帯が限度額58万円となるところでございます。

次に2点目の、54万円から58万円までの間に値上げになる世帯は何世帯になるのかというご質問ですが、こちらも29年度で申し上げますと、限度額54万円の98世帯のうち14世帯でございます。その内訳でございますけれども、54万円から55万円未満が6世帯、55万円から56万円未満が2世帯、56万円から57万円未満が同じく2世帯、57万円から58万円未満が4世帯となっております。

次に3点目の、今回の限度額引き上げによる国保税額でございますけれども、同じく29年度の課税額で算出しますと、約360万円の増となるところでございます。

次に4点目の、課税限度額となる世帯の所得額のご質問でございますが、その世帯で所得のある方が一人なのか、また二人なのか、それから資産割があるかないかによって変わってまいりますけれども、夫婦と子ども二人の4人世帯で資産割がなく、所得が一人の場合で算出しますと、課税限度額58万円となります世帯の所得額は801万円となるところでございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

報告第1号について、平成28・29年2カ年の特例措置ですけれども、申請件数なしということでご答弁いただきました。この特例措置である設置事業者の税負担の軽減の対象となるには、どのような基準をクリアしないとならないのかについて伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の固定資産税の特定再生可能エネルギー発電設備の特例措置の基準でございますが、太陽光発電設備につきましては、平成28年度より制度改正がございまして、固定価格買取制度の認定を受けていないもので、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の補助を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備に限り特例の対象となっております。また、太陽光発電設備以外の設備につきましては、固定価格買取制度の認定を受けた設備が対象ということになっております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。国が5月に第5次エネルギー事業計画策定をしておりますけれども、今回の特定再生可能エネルギー発電設備の特例措置が2年延長になったわけですが、税の軽減措置があるわけですが、先ほど、対象となる基準についてご答弁いただきましたけれども、本市の実態を見ると、再生可能エネルギーの促進のためという提案理由になっておりますけれども、こういう軽減措置があってもなかなかその辺と実態が合致しないのかどうか、この辺はどのようにお考えになっているのかを伺います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどのご答弁で申し上げましたように太陽光発電設備につきましては、一定の制度のメリットが普及をしまして施設整備が進んでいるということで平成28年度に制度改正が行われているところでございます。それ以外の再生可能エネルギーにつきましてはまだまだ今後促進していくということで、今回の条例改正によりまして適用を拡大という形で図られたものと理解をしています。

以上です。

○益子慎哉議長 以上で質疑を終結いたします。

---

○益子慎哉議長 これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。報告第3号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

今回の一部改正は、今年4月から課税限度額を4万円引き上げて5.8万円にするものです。新たに限度額に該当する世帯は8.4世帯、現行の5.4万円から5.8万円になる世帯が1.4世帯となり、9.8世帯が増税となるわけです。課税額が約360万円、税収になるわけですが、約360万円になるということでご答弁をいただきました。所得のはるかに高い人にとっては影響は小さいかもしれませんが、5.4万円から5.8万円のこの改正で、1万円から4万円の刻みで先ほどご説明をいただきましたけれども、対象になる1.4世帯では負担が大きいです。ですから、限度額の引き上げには反対をいたします。

今回、専決処分で6件ありました。できれば執行部をお願いしたいんですけども、きちんと臨時議会を開いて行ってほしい、このことを要望とさせていただきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

○益子慎哉議長 以上で討論を終結いたします。

---

○益子慎哉議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、以上2件については原案承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号及び報告第2号、以上2件については原案承認することに決しました。

---

○益子慎哉議長 採決いたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子慎哉議長 起立多数であります。よって、報告第3号については原案承認することに決しました。

---

○益子慎哉議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号））、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、以上4件については原案承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第7号まで、以上4件については原案承認することに決しました。

---

○益子慎哉議長 次に、報告第6号、報告第9号、以上2件については、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

---

日程第2 議案質疑 議案第43号ないし議案第47号

○益子慎哉議長 次に、日程第2、議案質疑を行います。

議案第43号から議案第47号まで、以上5件を一括議題といたします。

通告がありますので、発言を許します。

8番平山晶邦議員の発言を許します。8番平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 8番平山晶邦です。通告に従いまして、議案第47号平成30年度常

陸太田市一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

質疑の内容は、補正予算の4ページ、債務負担行為の事項でございまして、定住促進住宅等借り上げ料期間、平成30年度から平成60年度、限度額6億5,088万円について説明を求めます。

1点目は、この債務負担行為は契約を済んだ中での債務負担行為なのかを伺います。

2点目は、事業者へ払う額は定額で決められておりますが、入ってくる家賃は30年、定額で入ってくるように決定しているのかを伺います。

3点目は、家賃は事業者から、入居者があってもなくてもその定額が市へ納入される仕組みになっているのか、家賃の事業者保証を得ているのかを伺います。

4点目は、事業者との契約書の中に事業者が定額家賃を市に払うものとするなどの明文化が私は必要であると考えていますが、契約内容の交渉経過について伺います。

5点目は、30年後のこの施設は市に事業者から売却されるとなっておりますが、30年たった施設の利用をどのように考えているのかを伺います。

6点目は、30年後の施設をもし使うとすれば、改修も必要であると考えられますが、改修費用などはどのように考えているのかを伺います。

以上6点について質疑をいたします。

**○益子慎哉議長** 答弁を求めます。企画部長。

**○綿引誠二企画部長** ただいまの定住促進住宅整備に伴う債務負担行為に関する6点のご質問にお答えいたします。

初めに、契約は済んだ中での債務負担行為なのかというご質問でございまして、この事業は民間資金等を活用いたしまして、若い世代の子育てにおいて経済的な負担の軽減を図ることを目的とした子育て世帯用の住宅を整備することでありまして、事業者の選定は公募によりプロポーザル方式により行ったところでございます。選定した事業者との契約手続きにつきましては市と選定事業者は速やかに住宅の設計、建設、管理及び運営事業に関する基本協定書について合意をいたしまして、基本協定を締結することとしておりまして、去る3月22日に基本協定を締結したところでございます。

なお、建物に係る契約手続きについては竣工後に行うこととしておりまして、来年1月の契約締結を予定しておりますが、この事業の事業期間といたしましては基本協定の締結日から平成61年3月31日までとしておりますことから、このたびの補正予算に債務負担行為を計上したところでございます。

次に2点目の、事業者へ支払う額は定額で定めているが、家賃は30年定額で決定するのかというご質問でございまして、家賃につきましては、入居者からの家賃収入総額が市が支払う建物借り上げ料総額の2分の1以上となるよう市と事業者で協議の上、決定することとしておりまして、借り上げ料を1戸当たり10万円としておりますことから、家賃は1戸当たり平均して5万円となるよう定額で設定する予定でございまして。

3点目の、家賃は事業者から入居者がいてもいなくても定額で市へ納入される仕組みとなって

いるのか、家賃の事業者保証を得ているのかというご質問でございますが、この事業スキームでは事業者が入居者から預かりました家賃を全て市へ納入することとしております。そのため、空き室があった場合はその間家賃の納入はございませんが、入居者の家賃滞納の場合においては事業者において代替して納入することとなっております。

4点目の、事業者との契約書の中に事業者が定額家賃を市に払うものとするなどの明文化が必要であると考えているが、契約内容の交渉経過についてというご質問でございますが、家賃の納入につきましては、事業者からは現在96%の納入が見込まれる旨の提案をされているところでございますが、安定した家賃収入のためには事業者との連携を密にいたしまして、入居者の確保に努めるとともに、空き室が複数月に及ぶ際の家賃分の納入、及び入退去時のスムーズな入れかえによる空き室期間の減少などについて事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

5点目の、30年後のこの施設は市に事業者から売却されるとなっているが、30年たった施設の利用をどのように考えているのかというご質問でございますが、この事業期間30年間の終了後には、建物については市に1円で譲渡されることとなっております。現在のところ、引き続き賃貸住宅としての利用を予定しているところではございますが、今後の社会情勢、当市の人口動態、さらには賃貸住宅の需要状況などを十分に見極めながら判断してまいりたいと考えております。

最後に6点目の、30年後は施設の改修も必要であると考えているが、改修費用などはどのように考えているのかというご質問でございますが、施設の改修につきましては、15年目と引き渡し直前となる25年目に大規模修繕を事業者において行うこととなっております。事業期間終了後も市の大きな負担はなく、継続して使用することが可能と考えております。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 1点目の中で、協定書というものと契約書ということの法的根拠というのはどのように理解しているのかということをご説明いただきたいと思っております。

あと、2点目、3点目は理解をいたしました。

4点目は、これは要望を申し上げておきます。新しいアパートは全室入ると思うんですが、10年、15年、20年というふうに過ぎていった場合など、民間ですと空いているアパートも多数ございます。そういうこともやはり市民の皆さんは心配するのではないかなと思っております。しかし、事業者から30年にわたって約96%の納入が見込まれるという提案があるということから理解をいたしますが、これはぜひ契約の中に、市に安定した家賃確保が図られるようぜひとも事業者と話を進めていただきたいと思っております。これは要望をしておきます。

あと、5番、6番に関しては理解をいたしました。

それでは、1点目の協定書と契約書についての法的根拠についてご説明をいただきたいと思っております。

○益子慎哉議長 企画部長。

○綿引誠二企画部長 ただいまの協定書と契約書の法的根拠についてのご質問にお答えいたします。協定書と契約書、ともに二人以上の当事者が一定の事項についてお互いに合意した内容を後

日の証拠とするために作成する文書でございまして、どちらも法的効力を有するものと解されております。さらに、協定書につきましては、お互いに契約を約束する書類として、本契約を締結するに当たって事前に基本的合意事項について取り交わすものとされています。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ありがとうございます。よく理解をすることができました。ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○益子慎哉議長 次に、20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第43号、議案第45号、議案第47号の3件について質疑を行います。

まず、議案第43号常陸太田市空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてです。130ページになりますが、3点について質疑を行います。

議案書130ページ、第9条1項「空家等対策計画の策定、変更及び実施に関する協議等を行うため、協議会を設置する」とあるけれども、具体的にどのような協議をしていくのか伺います。

2点目ですけれども、委員が15人以内で組織するとあります。当初予算で見ますと8人分の報酬が計上されておりますけれども、当面、構成メンバーは何名で考えているのかについて伺います。また、会議の回数について、今年は何回開くのか、その予定を伺いたいと思います。

3点目ですけれども、これは131ページに移りますが、委員長及び委員の報酬額について、どのような基準で設定されたのか伺いたいと思います。

次に、議案第45号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、2点伺います。

現行で駅北駐車場2カ所ありまして、25台と31台ということで56台、それと駅西駐車場が11台ということで、合わせて67台ありますけれども、その駐車場は減免により、現在、定額で利用されております。この67台中、何台が減免の対象になっているのか伺います。

2点目に、新しく改正される時間駐車ですけれども、駅前第1駐車場8台のところ、1台分は障害者専用ということで無料で確保されますけれども、現状を考慮してのことなのかどうか伺いたいと思います。

次に、議案第47号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）についてです。ここで2件伺う予定にしておりましたけれども、8ページの定住促進住宅等借上げ料の件につきましては先ほど平山議員が質疑をされまして、私も理解をいたしましたので、この部分については通告しておりますが割愛させていただきます。

次に、8ページにありますインバウンド推進事業委託料についてですが、この件について伺いたいと思います。議案の説明が副市長からありましたけれども、この事業は国の地方創生交付金300万円の補助金を受けて、一般財源から664万5,000円、合わせて964万5,000円の事業となります。これは3カ年事業であるということを知り及んでおりますけれども、今年度、



外国人向けということでご説明いただいておりますが、特にターゲットを絞って進められるのかどうか伺いたいと思います。また、観光の集客数の目標値と、それから委託ということになりますので、委託についてはどのようなところを検討されているのか、この点について伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 議案第43号常陸太田市空家等の適正管理に関する条例の一部改正に関する3点のご質問にお答えいたします。

初めに1点目の、協議会における具体的な協議事項についてでございますが、改正条例第9条第1項に規定する空家等対策計画の策定、変更及び実施に関するもののほか、特定空き家等の認定、特定空き家等の措置の方針に関することなどを協議してまいります。

2点目の、協議会の構成メンバー、当面の人数、及び会議の回数についてでございますが、協議会の構成メンバーにつきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第2項に、協議会は市長村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市長が必要と認める者をもって構成すると規定されておりますので、そのような方々から当面は10名前後の委員を選出していきたいと考えております。なお、報酬が必要のない委員等もございますので、予算につきましては8名で措置しているところでございます。また、今年度の会議につきましては4回程度予定してございます。

3点目の、協議会委員長及び委員の報酬額の根拠についてでございますが、当市における他の審議会等の報酬額と整合を図り定めたところでございます。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 議案第45号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の、現行で駅北駐車場、駅西駐車場が減免により定額で利用されているが、何台中何台が減免の対象になっているかとお尋ねでございます。減免はJR水郡線の利用促進を図るために駅周辺駐車場の使用者でJR水郡線の定期利用者を対象としております。平成30年5月31日現在で申し上げますと、駅北駐車場は56台中32台、駅西駐車場は11台中11台、合計67台中43台を減免しております。

2点目の、時間駐車で駅前第1駐車場8台のところ、1台分を障害者専用として確保されているが、現状を考慮したのかとお尋ねでございますが、駅前広場駐車場として整備したときから1台分は障害者専用として整備をしておりましたので、旧来どおり無料で利用できるよう、同じ場所に1台分を確保するものでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 議案第47号平成30年度一般会計補正予算（第2号）の補正予算書8ページ、6款1項4目13節委託料、964万5,000円のインバウンド推進事業委託料について、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の、特にターゲットを絞るのかについてですが、昨年度、海外から茨城県を周遊、宿泊したツアーの最高数で最も多かった国が台湾で、同国は親日国としてリピーター率が高く、また、茨城県においてさらに誘客を図るため、台湾国内に情報発信拠点の設置計画をしていることなどから、台湾を本事業のメインターゲットとして事業を進めたいと考えております。

次に2点目の、観光の集客数の目標数についてですが、本市への外国人団体による周遊ツアー本数が平成29年度は15本でありましたが、本事業の柱の1つである留学生等を対象としたモニターツアーの実施等によりまして、8割増の27本へと目標を設定しております。

3点目の委託先につきましては、外国人観光客の誘客に関する知識やパイプ等の実績、効果的な媒体手法による情報発信や市内の地域資源を活用したモニターツアー等の企画造成など多岐にわたりますことから、総合的に勘案して委託先を選定する必要がありますため、公募型のプロポーザル方式等を含めた選定を検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

議案第43号の空家等対策計画の策定ですけれども、これはいつごろにでき上がるのかについて伺いたいと思います。

それから、これまで家屋の調査を行ってきまして、空き家と思われる件数が1,200件ほどと伺っておりますけれども、今後、新しくできる協議会にかかってくる件数はおよそどれくらいの件数になるのか伺いたいと思います。

次に、議案第45号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてですけれども、1回目の質疑でお聞きしようと思っていた部分ですけれども、抜けてしまいましたので。今回、条例の一部改正ですけれども、主なメリット、デメリットはどのように検討されたのか伺いたいと思います。

それから、今回の改正で時間駐車ということで駅前第1駐車場となるわけですけれども、ここが8台のところ7台が時間駐車、1台が障害者の方が利用できるようにするということです。この7台について、当然、料金箱を付けるわけですけれども、この機械といいますか、その設備への投資がどのくらいになるのか。それから、今後のメンテナンスはどのくらいと試算されているのか伺いたいと思います。

もう1点、先ほど、水郡線利用を定額料金で利用されている方は大体43台ということで、6割強の方が利用されているということでもあります。今度、駅前広場駐車場の第2が新しく定期駐車場になるわけですけれども、ここが25台あるかと思いますが、これまで水郡線を利用するという方々が主に無料で使ってこられました。今後、この25台分が全部定期駐車になるわけですね。そうすると、これまで一時的といいますか、随時使っていた方々のサービス低下につながるかと、この辺はどんなふうに関心されたのか。私は25台のうち、せめて半分ぐらいはこれまでどおりの取り扱いで残しておいてほしいなと思うわけですけれども、この辺の検討された結果について伺いたいと思います。

私も水郡線を利用します。東京に決まった時間に到着しなければならないときには水郡線を利用

用して、あとは高速バスですね。そういうことで使い分けしながらやっています、夜遅くなる時には駅前広場を利用させていただいていますけれども、今度定期駐車になりますと利用できない。結構太田の場合にはあの周辺に駐車場となるところもありますけれども、それでも駅が使えなくなるのは不便だなと思っていますので、その辺のご検討の結果をご説明いただきたいと思います。

議案第47号のインバウンド推進事業委託料については、内容はわかりました。

○益子慎哉議長 答弁をする前に、1つだけ宇野議員に申し上げます。

ただいまの議案第45号の常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてのメリット、デメリットの件であります、通告がありませんので、これは認めません。

○20番（宇野隆子議員） 議長、これは2回目の質疑ですから。

○益子慎哉議長 いや、でも、新しい質疑ですから。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑ですから、そこまでは大体……。

○益子慎哉議長 1問目からの流れでの2回目の質問は許しますが、新しく入れるのは応じられません。

○20番（宇野隆子議員） いや、それは違うんじゃないですか、2回目にお聞きするのは。そうしますと、先ほどの……

○益子慎哉議長 済みません、今のデメリット、メリットの関係というのは通告がなされていないので、それはなりませんね。

○20番（宇野隆子議員） 有料駐車場になりますから、時間で有料ね。それについてもどのくらい投資されてますかという、これも新しい質疑になりますよね。

○益子慎哉議長 先ほどもありましたけれども、通告をしないで、これだけは許してもらえませんかということが前の事例にありましたので、きょうの朝になって通告を認めていると全体的な議会運営がなかなか難しいです。

○20番（宇野隆子議員） いや、質疑ですから。また一般質問とは違いますからね。

○益子慎哉議長 規則どおりにやります。

答弁をお願いします。市民生活部長。

○益子慎哉議長 静粛に願います。議事を進行します。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑ですけれども、できれば……。

○益子慎哉議長 通告を設けていますので、通告に基づいてやります。

○20番（宇野隆子議員） お願いします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 2回目のご質問にお答えします。

計画のほうをどれぐらいのスケジュールでということでございますけれども、先ほどお答えしましたとおり、協議会自体を4回程度、本年度は予定しておりますので、その中で計画を立て、残り、空き家等の認定等もございまして、早い時期に計画を策定していきたいと考えております。

次に、空き家等調査の結果、現時点においてどのぐらいの協議に付される家屋があるのかというところでございますけれども、老朽度、危険度が高いと思われる80軒程度の協議を見込んでおります。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 先ほどのご質問の2点目、3点目にお答えをさせていただきます。

2点目の設備投資に伴う費用についてでございますけれども、時間駐車導入に伴います設備投資といたしましては750万円、そして、機械の補修など維持管理に年間26万円を見込んでございます。

また、3点目、無料駐車場がなくなるということでサービス低下につながらないのか、その辺をどのように検討したのかということについてお答えをいたします。駅前広場駐車場につきましては、当初、旅行あるいはお出かけになるなど、一時的にJRを利用する方のためのパーク・アンド・ライドとして整備をいたしましたものでございますが、近年、皆様の利用状況を見ておりますと、早朝から毎日同じ車両がずっと駐車すると。水郡線を利用されているかと思うんですけれども、その方が定期駐車場と一緒に利用形態が続いていると。最近はそのが、今度、時間貸し駐車場にいたしましたところの障害者枠を除いたところまでほぼ利用が拡大してきているということでたび重なる注意喚起などを車に掲出したんですが、状態がよくなるということの中で、やはりきちんと減免の制度を利用して定期的に利用されている方との公平性、あるいはJRを利用する方が安心して使える環境を作るという意味合いでは、今回の一部改正の内容で見直しをする時期に来たのかなということ、これまで無料で一時的に利用されていた方もいらっしゃるんですが、なかなか利用できない環境にございますので、逆に公平性、あるいは今後の安心で水郡線を利用していただくというような面でのメリットを考えまして、今回、一部改正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 3回目の質問を行います。

議案第43号空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてですけれども、協議会に係ってくる件数はおおよそ80軒ぐらいだろうというお話がありましたけれども、これがいわゆる特定空き家と言われるものなのかどうかですね。特定空き家ということになりますと、当然、撤去解体が必要なのかということで協議されていくかと思っておりますけれども、そういうことになった場合は、やはり所有者の方に対してきちんと説明もしながら解決のために助言なども行っていくことと思っております。ぜひそういうことは速やかに進むようお願いをしたいと思います。この点についてだけお願いいたします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 ただいまのご質問にお答えします。

おおむね80軒につきましては老朽度の高いものでございまして、特定空き家になり得る物件かなということで考えておりますけれども、協議会に諮りながらいろいろな意見をいただいて認

定していくということになろうかと思えます。

○益子慎哉議長 以上で質疑を終結いたします。

---

○益子慎哉議長 ただいま議題となっております議案第43号から議案第47号まで、以上5件については、お手元に配付しております議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月14日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分散会